

監査公表第5号

令和3年3月17日

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 土屋 晴巳

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公益財団法人周南地域地場産業振興センター）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、令和3年3月15日に決定、同日議長及び市長に提出し、令和3年3月17日に議会報告されています。）

公益財団法人周南地域地場産業振興センターに対する監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財政援助団体等監査（出資団体監査）

(2) 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、周南市（以下「本市」という。）が財政援助等している団体のうちから、公益財団法人周南地域地場産業振興センター（以下「地場産業振興センター」という。）を選定し、関係する本市主管課である産業振興部商工振興課も監査対象とし、次のとおり監査を行った。

ア 地場産業振興センター関係

(7) 監査対象事務

出納その他の事務

(4) 監査対象事業年度

令和元事業年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）

イ 本市主管課関係

地場産業振興センターに関する出資に係る財産台帳の管理状況及び当該財団法人に対する令和元年度の予算執行

(3) 監査の実施期間

令和2年11月30日から令和3年3月15日まで

(4) 監査の実施内容

監査に当たっては、周南市監査委員監査基準に従い、当該法人の事業が出資の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、所管部署の当該出資に係る事務手続が適切に行われているかを主眼とし、対象事業年度の事業計画、事業報告、財務諸表、関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

(5) 監査の着眼点

監査の実施に際し、前回の監査結果等を参考にリスク評価を行い、次のとおり着眼点を設定した。

(地場産業振興センター関係)

ア 共通的事項

- (ア) 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。
- (イ) 出資が有効に生かされ、市民の福祉の増進につながっているか。受益者負担は適切か。定款に沿って事業運営が行われ、有効性達成を阻害する要因を把握し、社会経済情勢の変化に対応しているか。

イ 収入事務

- (ア) 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

ウ 支出事務

- (ア) 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (イ) 会計経理及び財産管理は適切か。また、活用されていない財産等はないか。
- (ウ) 団体の内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。

エ 契約事務

- (ア) 出納関係帳票の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- (イ) 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。特に随意契約についての契約事務は適切か。

オ 財産管理事務

- (ア) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (イ) 固定資産は固定資産台帳に正しく記録されているか。

(本市主管課関係)

ア 共通的事項

- (ア) 内部統制が有効に機能しているか。

イ 支出事務

- (ア) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

ウ 財産管理事務

- (ア) 株式又は出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。

2 地場産業振興センターの概要

(1) 設立年月日

昭和62年9月19日

(2) 設立目的（定款第3条）

この法人は、地場産業の健全な育成及び発展を図り、もって地域経済の基盤強化と地域社会の健全な発展、地域住民の生活向上及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地（定款第2条）

山口県周南市鼓海二丁目118番地の24

(4) 組織（令和2年4月1日現在）

評議員 7人、役員 18人（理事長1人（周南市長）、副理事長2人（田布施町長、下松商工会議所会頭）、専務理事1人、理事12人、監事2人）、職員 8人（事務局長（専務理事兼務）を含む。）

(5) 事業年度（定款第5条）

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業（定款第4条）

- ア 地域産業の振興、発展のための助成事業
- イ 地域産業の振興、発展のための振興事業
- ウ 地域産業の振興、発展のための情報収集提供事業
- エ 地域産業の振興、発展のための人材育成事業
- オ 施設の管理運営に関する事業
- カ その他公益目的を達成するために必要な事業

なお、令和元事業年度に地場産業振興センターが実施した事業の概要は、以下のとおりである。

公益 目的 事業	1 ものづくり支援 事業	(1) 周南サポート事業 試作・研究枠、お土産品開発枠、事業化・商品 化枠、販売促進枠、産学連携枠 (2) 測定機器活用事業 (3) 技術相談・助言等事業
	2 人づくり支援 事業	(1) 技術研修・講習会事業 (2) 技術図書・教育ビデオ等貸出事業
	3 ネットワークづ くり支援事業	(1) 情報収集・調査研究事業 企業訪問・セミナー等への参加 (2) 情報発信事業 情報誌等の発行 (3) 周南ものづくりブランドの認定 (4) 販路開拓・販売促進支援 (5) 海外展開に係る協力
	4 受託事業	(1) 地方独立行政法人山口県産業技術センター県東 部サテライト窓口運營業務
	5 施設貸与事業	(1) 地域産業の振興及び人材育成事業等への貸与
収 益 事 業	施設貸与事業	(1) 営業や商業宣伝を目的とする事業への貸与
管 理 運 営 事 業	共通管理運営事業	(1) 法人の事業を管理する経常的な事業
<p>※ 本市関係の主な事業化支援</p> <p>○ 周南サポート事業 「大津島産柑橘類の特産商品化・ブランド開発事業」、「熊毛 ジャム食品表示の対応に向けての商品開発」、「高校生による周南地域活性化のた めの商品開発」ほか 計20事業</p> <p>○ 周南ものづくりブランドの認定 6製品</p>		

3 本市からの財政援助等

(1) 出捐

本市は、地場産業振興センターの設立に際して、基本財産 3,603 万円のうち 1,202 万円を出捐しているほか、周南地域地場産業振興基金 2 億 5,001 万 5,500 円のうち 1 億 1,764 万円を平成 2 年に出捐している。

また、令和元年度の負担金として、周南地域地場産業振興センター管理費負担金 5,526 万 2,000 円、中小企業新商品等開発支援事業費負担金 714 万 4,000 円をそれぞれ支出している。

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった地場産業振興センター及び主管課の事務は、財政的援助等の目的に沿って行われており、次に述べる事項を除いておおむね適正に処理されていた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。

(1) 地場産業振興センター関係

ア 出納その他の事務

財産目録について、流動負債の未払金の内訳に記載誤りがあった。